

第7章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され(金融庁設置法第7条)、現在その傘下に金融分科会、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っている(資料7 - 1 - 1 ~ 2 参照)。

平成14事務年度の主な開催実績

1. 総会(第11回(平成14年7月31日開催)~第17回(平成15年1月31日開催)
第12回~第14回、第17回は金融分科会との合同会合)
総会においては、平成14事務年度には、傘下に「中期ビジョン」に関するスタディグループを設置し、活力ある金融システムの確立に向けた金融の将来像の展望について議論を行い、答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」(平成14年9月30日:資料6 - 4 - 1 参照)を取りまとめた。また、金融分科会から提出された報告「決済機能の安定確保のための方策について」(平成14年9月5日:資料7 - 1 - 3 参照)を、答申として了承した。
2. 金融分科会(第2回(平成14年9月5日開催)~第5回(平成15年1月31日開催) 全て総会との合同会合)
金融分科会においては、国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項について調査審議を行うこととされており、平成14事務年度には、傘下に決済機能の安定確保に関するプロジェクト・チームを設置し、金融機関が担う決済機能の安定確保のための方策について検討を行い、報告「決済機能の安定確保のための方策について」を取りまとめ、総会に提出した。
3. 金融分科会第一部会(第4回(平成14年9月17日開催)~第8回(平成14年12月16日開催)
第一部会においては、証券取引のグローバル化、情報化等に対応した市場のインフラ、取引の枠組み・ルールの整備等について議論することとされており、平成14事務年度には、8月6日に発表された「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた法律改正等を伴う事項について、同部会の下に設置された市場仲介者のあり方に関するワーキンググループ、取引所のあり方に関するワーキンググループ、ディスクロージャー・ワーキンググループにおいて議論を行い、報告「証券市場の改革促進」(平成14年12月16日:資料7 - 1 - 4 参照)を取りまとめた。

4．金融分科会第二部会（第11回（平成14年12月19日開催）～第13回（平成15年5月12日開催））

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能の在り方に関する事項として、金融機能の向上に関する諸問題、国民のニーズに応えた金融インフラの整備、保険会社をめぐる総合的な検討、国際的な観点も踏まえた金融機関監督などについて議論することとしており、平成14事務年度には、金融再生プログラム及びその作業工程表において「金融審議会での検討」とされた事項について、同部会に設置された信託に関するワーキンググループ、公的資金制度に関するワーキンググループ、自己資本比率規制に関するワーキンググループ、リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループにおいて議論を行い、リレーションシップバンキングのあり方については、報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」（平成15年3月27日：資料7 - 1 - 5 参照）を取りまとめた。また、生命保険の予定利率の引下げ等について議論を行った。

5．金利調整分科会（第2回（平成15年2月7日開催））

金利調整分科会においては、金融機関の金利に関する事項についての調査審議を行っており、平成14事務年度には、流動性預金について、平成14年12月の預金保険法等の改正により平成16年度末までの2年間全額保護されることとなったことから、モラルハザードの発生を防止するため、流動性預金についての金利の上限規制を16年度末まで引き続き行うこととするについての答申（平成15年2月7日：資料7 - 1 - 6 参照）を行った。

6．公認会計士制度部会（第2回（平成14年9月27日開催）～第4回（平成15年3月20日開催））

公認会計士制度部会においては、平成13事務年度に引き続き、同部会の下に設置された監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループの合同会合において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から、公認会計士監査制度のあり方についての検討を行い、報告「公認会計士監査制度の充実・強化」（平成14年12月17日：資料7 - 1 - 7 参照）を取りまとめた。

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

設置

自動車損害賠償責任保険審議会（自賠審）は、自動車損害賠償保障法（自賠法）第31条を設立根拠として、金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議してきている。

（注）内閣総理大臣の諮問事項は、

損害保険免許を取得するとき自賠責保険を行う場合

自賠責保険にかかる約款・算方書の変更認可、又は変更命令をする場合

保険料率について、自賠法又は料団法による変更命令をする場合

保険料率の審査期間の短縮、又は審査期間内における変更、撤回命令

等である。

自動車賠償責任保険審議会の組織（資料7-2-1参照）

自賠審は委員13人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（7名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（3名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（3名）のうちから内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、倉沢康一郎氏（慶應義塾大学名誉教授）である。

自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成15年2月25日に、第118回自賠審が開催され、平成14年度料率検証結果、自賠責保険診療報酬基準案、平成15年度自賠責特別会計の運用益の指途、平成15年度保険会社の運用益の使途についての報告がなされた。

第3節 公認会計士審査会

設置

公認会計士審査会(以下「審査会」という。)は、公認会計士等に対する懲戒処分に関し調査審議するため並びに公認会計士試験を行うため、公認会計士法第35条の規定に基づき金融庁に設置されている。

(注)審査会は、「公認会計士制度の運営に関する重要事項」についても調査審議を行うこととされていたが、平成13年1月の審議会の統合等に伴い、「公認会計士制度の運営に関する重要事項の調査審議」については、「金融審議会(公認会計士制度部会)」に統合されている。

審査会は、平成15年5月に成立した「公認会計士法の一部を改正する法律」に基づき、平成16年4月から公認会計士・監査審査会に改組される。委員は国会同意が必要で、会長等委員の一部は常勤となり、事務局が設置される。

公認会計士・監査審査会は、上記の業務に加え、公認会計士等、監査法人及び日本公認会計士協会に対する検査や検査結果に基づく行政処分等を内閣総理大臣に勧告することとなる。

公認会計士審査会の組織

審査会は委員10人以内をもって組織され、審査会委員は、公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者のうちから内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

会長は、14年10月2日の審査会において、委員のうちから互選により片田哲也委員(株小松製作所取締役相談役)が引き続き行っている。

平成15年6月30日現在の委員は次のとおり。

会 長	片田 哲也	(株)小松製作所取締役相談役
会長代理	疋田 周朗	元会計検査院長
委 員	奥山 章雄	日本公認会計士協会会長
	加古 宜士	早稲田大学教授
	神崎 克郎	神戸大学名誉教授
	高橋 厚男	日本証券業協会副会長
	永嶋 久子	(株)資生堂常任顧問
	中村 正人	(株)UFJ銀行常務執行役員
	二村 敏子	帝京大学教授

懲戒処分に関する調査審議

14年10月2日、金融庁長官から意見を求められた、公認会計士等の懲戒処分について審議を行い、同日付で金融庁長官に対し答申書を提出した。

〔 答申を受け、14年10月15日付で金融庁長官は、2名の公認会計士に対し公認会計士登録の抹消、監査法人に業務の停止1年の懲戒処分を行った。 〕

公認会計士試験の実施

1. 審査会は、平成 14 年度中に公認会計士試験（第一次試験、第二次試験（短答式及び論文式）第三次試験（筆記及び口述）について、試験委員の推薦、試験の施行及びそれぞれの試験の合否決定を行った。
2. 公認会計士試験の実施に当たり、試験委員が置かれ、問題の作成及び採点に当たっているが、平成 14 年度においては、第 1 次試験 8 名、第 2 次試験 36 名、第 3 次試験 27 名の試験委員が任命されている。
3. 15 年 6 月 13 日の審査会において、「新公認会計士試験実施に係る準備委員会」の設置が承認され、加古宜士委員を座長に選任した。同委員会では、18 年 1 月から開始する新公認会計士試験の実施に関する事項について検討を行うこととしている。

第4節 企業会計審議会

企業会計審議会では、金融システム改革の一環として、国際的調和の観点も踏まえつつ、連結財務諸表原則の改訂、退職給付会計、税効果会計、金融商品に係る会計基準、外貨建取引等会計処理基準の設定等、ここ数年で数多くの会計基準等の整備を行ってきた。

さらに、平成11年10月から、「固定資産の会計処理」について審議を開始し、平成13年7月に経過報告を公表した後、平成14年4月には公開草案の公表に至っており、平成12年7月からは、「企業結合会計」について審議を開始し、平成13年7月に論点整理を公表したところである。

また、監査基準についても、平成14年1月に「監査基準の改訂に関する意見書」を公表し、監査基準の全面的な改訂を行ったところである。

なお、平成15年1月には平成10年8月から会長であった若杉明氏（高千穂大学教授）にかわり加古宜士氏（早稲田大学教授）が会長に就任した。

企業会計審議会の審議状況（資料7-4-1、7-4-2参照）

平成14年7月1日以降15年6月30日までの各部会における審議状況は、次のとおりである。

1. 第一部会（企業結合会計）

「企業結合会計」について、国際的動向も踏まえ^(注)プーリング法とパーチェス法を使い分ける考え方とパーチェス法に一元化する考え方について論議を行い、それぞれの問題点を整理して平成13年7月に論点整理という形で公表し、平成14年事務年度においては、ワーキンググループによる精力的な審議を重ねるなど、公開草案の公表に向け引き続き審議を行っているところである。

2. 第二部会（監査基準の一層の充実）

平成14年1月の「監査基準の改訂に関する意見書」の公表に引き続き、平成14年12月には、リスク・アプローチの徹底、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の前提への対処に関する注記の導入、中間監査報告書の充実等を内容とする「中間監査基準の改訂に関する意見書」（平成15年9月に終了する中間会計期間の財務諸表の中間決算監査から実施を予定）を公表したところである。

(注)「プーリング法とパーチェス法」とは、共に企業結合の会計処理方法の考え方で、プーリング法は、被結合会社の資産、負債及び資本を帳簿価額のまま受け入れる考え方です。一方パーチェス法とは、被結合会社の資産と負債を公正価値で評価し、資本との差額をのれんとして計上する考え方です。

3 . 固定資産部会（固定資産の会計処理）

平成 14 年 4 月の公開草案の公表に引き続き、投資者に的確な情報を提供するとともに、会計基準の国際的調和を図る等の観点から、固定資産の減損について適切な会計処理の導入の議論を行い、平成 14 年 8 月に「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表したところである。

第5節 金融トラブル連絡調整協議会

経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：岩原紳作東京大学法学部教授）は、金融審議会答申（平成12年6月）を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関（内閣府等）、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関（金融庁等）の担当者による任意の自主的な協議会として平成12年9月に設置されたものである。（メンバーは資料7-5-1参照）

（注）早期に実施すべきとされた項目は、

- 個別紛争処理における機関間連携の強化
 - 苦情・紛争処理手続の透明化
 - 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
 - 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
 - 広報活動を含む消費者アクセスの改善
- の各点である。

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、苦情・紛争処理手続の整備を進めていくためには指針又はベンチマークとなるべき苦情・紛争処理のモデルが必要とのコンセンサスが生まれ、平成14年4月に、各団体において苦情・紛争の当事者による解決を支援する際の標準的な手続を示した「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」を公表し、これに沿った苦情・紛争解決支援の手続が業界団体・各種自主規制機関において確立されるよう取組んでいるところである。（モデルについては資料7-5-2参照）

議論の状況

こうした経緯を踏まえ、14事務年度においては、平成14年6月17日の協議会において取りまとめられた「金融トラブル連絡調整協議会の今後の取組みについて」に示された項目について検討を行った。

（注）今後の重点項目としては、

- 苦情・紛争解決支援のモデルのフォローアップ
- 移送ルールの策定等機関間連携の具体化
- 実務者ネットワークに関する検討
- 苦情・紛争解決支援のための取組みの消費者による認定に向けて
- 金融分野における裁判外紛争処理制度の充実のためのその他の方策の検討

等が示されている。

具体的には、苦情・紛争解決支援のモデルを踏まえた各業界団体・自主規制機関における取組みの状況に関する自己評価結果を平成14年10月に公表し、この結果を基に意見交換を実施した。また、移送ルールの策定等機関間連携の具体化や実務者ネットワークのあり方に関する検討を行いつつ、平成15年4月には、規則の整備と運用の改善状況の再評価を実施し、その結果を公表した。続く6月の協議会では、弁護士仲裁センターの利用にあたっての留意事項、消費者の認知に向けたPR等について議論を行ったところである。